



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二

告示

●東京都告示第七百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月八日

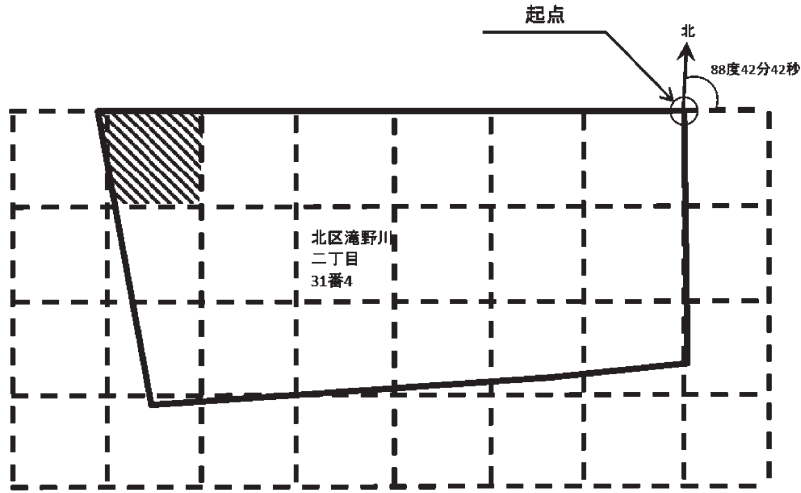
東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区滝野川二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物




別図

【起点】

起点は、北区滝野川二丁目31番4の最北端とする。



【凡例】

-  敷地境界
-  形質変更時要届出区域
-  単位区画

【格子の回転角度(88度42分42秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10mm間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、令和四年東京都告示第千四百八十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月八日

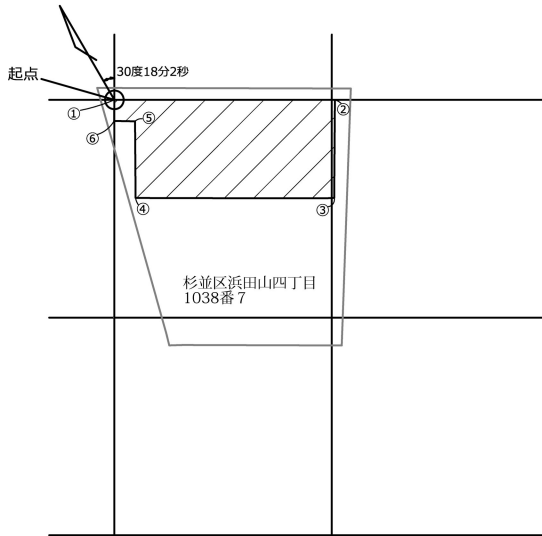
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区浜田山四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン


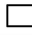
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、座標 (X=-34939.876, Y=-18662.501) とする。

【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
-  指定を解除する区域
-  調査対象地

【格子の回転角度(30度18分2秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】

地点	X	Y
①	-34939.876	-18662.501
②	-34945.256	-18653.908
③	-34949.059	-18656.327
④	-34944.209	-18664.066
⑤	-34941.215	-18662.221
⑥	-34940.689	-18663.025

座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

